

平成27年6月25日

農業委員会だより

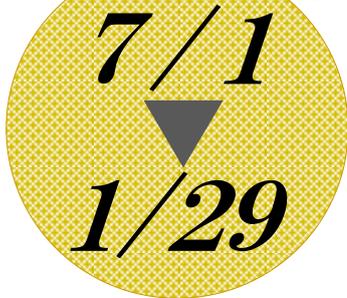
発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地 TEL:0185-76-4611



農地中間 管理事業

募集要領が変わりました 期間は7ヵ月、自動更新も導入

27年度公募期間



◆農地中間管理事業が二年目を迎え、県農業公社では「借受希望者募集要領」を大幅に改正しました。公募期間は7月1日から翌年1月31日(今年度は29日)まで。7月以降、借受希望者の取りまとめを毎月行い、翌月20日ごろまでに公表、借受・貸付を年6回実施することとなっています。

◆また新しい借受希望申込書には、自動更新を「希望する・希望しない」の欄が追加され、新規申込者が自動更新を希望した場合、公募内容の変更や取り消しをするまで有効とすることになりました。

◆一方、昨年度の申込者が今年度も引き続き借受けを希望する場合は、新しく申込書を提出していただくか、または希望内容に変更がある場合を除き、昨年度の申請書のコピーに「自動更新希望」と記入して提出していただくこともできます。

◆農地の出し手は随時募集しています。お申込み・ご相談は、受け手：町農林振興課、出し手：農業委員会までお気軽にどうぞ。

/農/地/の/出/し/手/へ/の/支/援/

- 地域集積協力金……集落など地域としてまとまって農地中間管理機構へ農地を貸し出す場合、地域での機構へ貸し付けた農地面積の割合に応じて地域に対して協力金が支払われます。
- 経営転換協力金……水田経営をやめて野菜作に専念する、あるいは離農する人などが全ての自作地をまとめて機構に10年以上貸し付け、かつ機構から受け手に貸し付けられた場合に、貸し手に協力金が支払われます。
- 耕作者集積協力金……機構の借受農地に隣接する農地等を機構に10年以上貸し付け、かつ機構から受け手に貸し付けられた場合に、自作地であれば所有者へ、借入地であれば耕作者へ協力金が支払われます。

◆裏面記事…「再生する借り手を支援します」(耕作放棄地再生利用緊急対策)◆

国の耕作放棄地再生利用緊急対策、平成30年度まで延長

再生する借り手を支援します

❖国の耕作放棄地再生利用緊急対策は、平成30年度まで延長されることが昨年決まっています。ただし過去の県単や町単の場合と異なり、国の制度では、人の農地を借り入れて再生する「借り手側」に対する支援に限定されます。農地の所有者が自ら再生する場合は対象となりませんのでご注意ください。

❖対象となる「荒廃の程度」は、下表(例)のようにポイント計算の合計が100を超える場合です。交付額は10アール当たり5万円(10万円以上かかる場合)で、借り手は5年以上作付け(主食用米は不可)しなければなりません。また、町の「荒廃農地の発生・解消調査票に関する調査表」に記載されていることが必要となります。国の事業予算などの関係もありますので、ご希望の方は農業委員会へお早目にご相談ください。

確認する対象	確認部分	状況	各状況の詳細	該当する状況	各ポイント	刈り払い後又は根の集積が必要	各ポイント	集積後再生農地の外へ運搬が必要	各ポイント	ポイント合計
雑草・灌木等の繁茂状況	地上	植生状況	①草、笹のみが繁茂		16		20		8	
			②草が繁茂及び木(竹)がまばらに植生(灌木が生えているが、径6cm以下)	○	18	○	20	○	14	52
			③草、木(竹)が繁茂(径が6cmを超える灌木が生えている)		26		20		14	
	地下	根の状況	根の除去が必要(地上の植生状況が②の場合)		33		20		10	
			根の除去が必要(地上の植生状況が③の場合)		39		20		10	

農地の状況	地上	均平状況	均平作業が必要				○	39	39
		湿害状況	暗渠等排水対策が必要					2	
		礫の状況	除レキが必要					9	
	地下	硬盤層の状況	深耕(プラウ)が必要					10	
		団粒状況	トラクター等で荒耕起が必要(1回のみ)					6	
			〃 (2回)				○	13	13
			〃 (3回以上)					19	
土壌の状況	土壌改良が必要					50			

合計 104

お問い合わせ先
八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地
TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203
<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!